

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第11章 補則 (1)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう（条文解説） 第11章 補則 (1)

日本国憲法第百条 【 憲法施行期日、準備手続き 】

この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日（昭和22年5月3日）から、これを施行する。

② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日より前に、これを行なふことができる。

概要説明

1項は、国民に周知徹底をさせるため、国費を使って、講演その他の方法で普及に努めました。その後も、文部省は「あたらしい憲法のはなし」（中学1年生用）、「民主主義」（中学、高校生用）といった教科書を作成し憲法教育を実施しましたが、朝鮮戦争、警察予備隊（自衛隊の前身）、教科書検定のなかで廃止されていきました。

2項は、この条項は事柄の性質上、公布と同時に効力を持ちます。憲法によって認められた新しい制度や人権を実現するために必要な法律（皇室典範、国会法、内閣法、裁判所法、地方自治法、教育基本法など）は、帝国議会の協賛と天皇の裁可によって制定され、憲法と同時に施行されました。

語句説明

①補 則・・・法令の規定を補うために設けられた条項。

②公 布・・・広く告知知らせること。法律・命令・条令などを、官報によって国民に告知知らせること。

③起 算・・・ある点を出発点として、そこから数え始めること。

④施 行・・・公布された法令の効力を実際に発生させること。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録**お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.